

記者提供資料
令和3年9月10日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第127報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 緊急事態措置に伴う市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり
（地域創生部市民協働室協働推進課他）
- (3) スポーツ施設の事務所開所時間及び駐車場利用時間の取扱いについて
（まちの再生部地域整備室公園みどり課） **別紙3**のとおり
- (4) 千丈寺湖周辺公園のバーベキュー等の利用禁止期間の延長について
（まちの再生部地域整備室公園みどり課） **別紙4**のとおり
- (5) 市や指定管理者の主催するイベント等の対応方針について **別紙5**のとおり
（危機管理課）
- (6) 緊急事態宣言に係る広報活動について **別紙6**のとおり
（危機管理課・消防本部総務課）
- (7) 緊急事態措置延長に伴う学校の対応について **別紙7**のとおり
（学校教育部学校教育課）
- (8) 緊急事態宣言延長に伴う子ども子育て関連事業の対応について
（子ども・未来部子ども未来室健やか育成課） **別紙8**のとおり
- (9) 職員の分散勤務体制の期間延長について **別紙9**のとおり
（経営管理部行政管理室人事課）

市長メッセージ

緊急事態宣言期間の延長

9月12日が期限となっている緊急事態宣言について、大阪、兵庫、京都、滋賀の関西4府県を含む19の都道府県で9月30日まで延長されます。

兵庫県の新規感染者はピークアウトの兆しが見えつつあるものの、病床使用率が64%、うち重症病床の使用率は57%、自宅療養者数は3671人と依然医療をひっ迫し、一週間平均感染者数も約700人となっています。

本市では先週一週間の新規感染者は77人となっていますが、そのうち62%が30代以下であり、若い世代への感染拡大が続いています。

多くの市民の皆さんのご理解とご協力で少しずつ感染者は減少に向かっていると感じられますが、確実に収束に向かうためにも今月末まで、なお一層の感染症対策をお願いします。特に若い世代の方々のご協力をよろしくお願いします。

- ・引き続き日中を含め不要不急の外出・移動は自粛してください。特に混雑した場所への外出は避けてください。
- ・感染症対策が徹底されていない飲食店等の利用はやめてください。
- ・友人等との会食や宅飲み、路上・公園での飲酒は絶対しないでください。
- ・帰宅後の手洗い、部屋の換気を徹底してください。

高齢者の感染割合の減少からみても、ワクチン接種は感染の予防につながります。不正確な情報に惑わされず、正確な情報のもと、特に若い方に積極的な接種をお願いします。

9月5日から、16歳以上の全ての人を対象とした「集団接種」の予約受付を開始しています。また、ワクチンの供給量の見通しが立ったため「集団接種」の予約受付人数を当初の予定から約3,000人分増枠し、1回目接種実施期間を10月10日まで延長します。

また、9月15日より接種会場は、現在の三田市総合福祉保健センター特設会場から、より広いえるむプラザ特設会場(すずかけ台2)に移転します。

市の集団接種のほか、医療機関での個別接種や職域接種、国県での集団接種等、あらゆる機会を活用いただきワクチンを接種されますようご理解とご協力をお願いします。

市民そして事業者の皆さまには、長きにわたりご負担をおかけしておりますが、一日も早く日常を取り戻すため、また、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ため引き続きご協力をお願いします。

令和3年9月10日

三田市長 森 哲男

緊急事態措置に伴う市内公共施設の利用制限について

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置延長に伴い、兵庫県の対処方針を踏まえて感染症対策を徹底するため、下記のとおり市内公共施設の利用制限を行います。

記

1 実施期間 令和3年9月13日(月) ～ 9月30日(木)

※ 10月1日(金)以降につきましては、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染(集団感染)が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

2 対象施設

【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避(換気、利用人数の制限、人と人との距離)
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握(参加者名簿の作成、保管)
- ⑤ 館内での飲食の禁止(水分補給は可)
- ⑥ 公園内への持ち込み飲酒は禁止

【市民センター等】

| 施設名 | 現在 (緊急事態宣言期間) (8/20～9/12) | 変更 (緊急事態宣言期間) (9/13～9/30) |
|--|--|---------------------------------|
| 【体育施設以外】 さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッドィタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・利用人数は定員の1/2以内 ・フリースペースは利用不可 | ・同左 |
| 【屋外体育施設】 高平ふるさと交流センターグラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします | ・同左 |
| ふれあいと創造の里グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を19時とします(通常閉館) | ・同左 |
| 【屋内体育施設】 高平ふるさと交流センター(多目的ホール)、ふれあいと創造の里(三田勤労者体育センター) | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・利用人数50人まで(1/2面利用の場合は25人まで) ・更衣室は利用人数を制限 | ・同左 |

【社会教育施設・総合文化センター】

| 施設名 | 現在 (緊急事態宣言期間) (8/20～9/12) | 変更 (緊急事態宣言期間) (9/13～9/30) |
|------------------------------------|--|---------------------------------|
| 図書館 (本館、ウッディタウン分館、 藍分室) | <ul style="list-style-type: none"> ・貸出返却のみ対応 ・カフェルーム(本館のみ)、オープンスペースは利用停止 ・本館(9:00～20:00) ・分館(9:00～20:00)、分室(10:00～18:00) | ・同左 |
| 心道会館 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・利用人数30人まで | ・同左 |
| 淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター | <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数は定員の1/2以内 | ・同左 |
| 野外活動センター | <ul style="list-style-type: none"> ・平常通り、(バンガロー、テントサイトの利用は同居家族のみ、キャビン利用定員の1/2ただし、県内利用者に限る) ・飲酒行為は不可 | ・同左 |
| 総合文化センター(郷の音ホール) | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を20時とします ・利用人数は定員の1/2以内 ・フリースペースは利用不可 | ・同左 |
| 三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園 | <ul style="list-style-type: none"> ・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ | ・同左 |

【子育て関連施設】

| 施設名 | 現在 (緊急事態宣言期間) (8/20～9/12) | 変更 (緊急事態宣言期間) (9/13～9/30) |
|--|--|---------------------------------|
| 【地域子育て支援拠点】 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば 【児童厚生施設】 池尻児童館 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯を区切り、利用人数は定員の1/3以内 | ・同左 |
| 【多世代交流施設】 多世代交流館シニア・ユース ひろば | <ul style="list-style-type: none"> ・通常閉館を17時とします。 ・時間帯を区切り、利用人数は定員の1/2以内 | ・同左 |

【公園等スポーツ施設】

| 施設名 | 現在 (緊急事態宣言期間) (8/20~9/12) | 変更 (緊急事態宣言期間) (9/13~9/30) |
|---|---|--|
| 【屋外施設】 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・アメニススキップースタジアム(城山公園野球場)、テニスコート(城山公園)、多目的広場(駒ヶ谷運動公園)は 20 時を閉館時間とします。 ・上記以外の施設は平常通りの閉館時間とします。 ・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u> |
| 【屋内施設】 アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 20 時とします。 ・利用人数は、メインアリーナ 1/3 面、サブアリーナ 1 面につき 30 人までとします。 ・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオ、マシンジムの利用人数 15 人までとします。 ・会議室等の利用人数は定員の 1/2 以内とします。 ・更衣室、シャワー室は利用人数、を制限します。 ・フリースペースは、利用不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同左</u> |

3 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」を活用してください。

4 その他

- ・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

【市民センター等】

地域創生部市民協働室協働推進課
(担当:多田)直通 559-5039(内線 2470)

【社会教育施設・総合文化センター】

地域創生部市民協働室文化スポーツ課
(担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)

【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課
(担当:杉山)直通 559-5079(内線 2610)

【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課
(担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)

スポーツ施設の事務所開所時間及び駐車場利用時間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針を踏まえ、感染症対策を徹底するため、次の施設について事務所開所時間及び駐車場利用時間制限を延長します。

1. 対象施設 ・駒ヶ谷運動公園 ・城山公園 ・中央公園 ・三田谷公園
 ・下青野公園

2. 実施期間 令和3年5月12日(水)～9月30日(木)

3. 実施内容

○事務所開所時間

| 公園名 | 事務所開所時間 |
|---------|------------------------|
| 駒ヶ谷運動公園 | 7時00分～20時00分 |
| 城山公園 | |
| 中央公園 | 7時00分～19時00分 ※ 通常時間 |
| 三田谷公園 | |
| 下青野公園 | |

○駐車場利用時間

| 公園名 | 駐車場利用時間 |
|---------|------------------------|
| 駒ヶ谷運動公園 | 7時00分～20時30分 |
| 城山公園 | |
| 中央公園 | 7時00分～19時30分 ※ 通常時間 |
| 三田谷公園 | |
| 下青野公園 | |

- ・駒ヶ谷運動公園、城山公園の駐車場は、20時30分に入口ゲートを閉鎖しますが、出口についてはカラーコーンを設置します。

4. その他 今後の状況によっては、期間を延長する場合があります。

まちの再生部地域整備室
 公園みどり課 (青野)
 直通 559-5110 (内線 2840)

千丈寺湖周辺公園のバーベキュー等の利用禁止期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針を踏まえ、感染症対策を徹底するため、千丈寺湖(青野ダム)周辺公園のバーベキュー禁止、持ち込み飲酒の禁止期間を延長します。

1. 実施期間 令和3年4月25日(日)～9月30日(木)

2. バーベキューや持ち込み飲酒を禁止する公園

- ・下青野公園
- ・小野公園
- ・加茂山第1公園
- ・加茂山第2公園
- ・加茂山第3公園

※ その他の公園においては、バーベキューなど火気類の使用を禁止しています。

まちの再生部地域整備室
公園みどり課 (青野)
直通 559-5110 (内線 2840)

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針について

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、兵庫県の方針を踏まえ以下のとおりとします。

1. 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、県の対処方針等も参酌し、主催者として新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるとともに、参加者への遵守事項を明確にし、協力を得ながら実施する。

2. 本対応方針の対象範囲と実施期間

(1)対象範囲

市主催（共催を含む）及び指定管理者が実施するセミナー、講演会、講座・教室^{※1}
文化・スポーツイベント^{※2}等

※1 講座・教室(音楽、スポーツ、子供向けの催し等)

※2 文化・スポーツイベント(スポーツ交流大会、総合体育大会、文化イベント等)

(2)実施期間

令和3年8月20日から令和3年9月30日まで

※国、県の対処方針の変更、また感染拡大の状況によっては見直しを行う。

3. 開催の可否の判断

以下の要件をすべて満たすものについて開催可能とする。

なお、判断に際しては、関係団体との共催などによるものは、十分に調整し判断すること。

(1) 使用する施設の利用条件を遵守している。

(2) 参加者数の上限など以下の条件を遵守している。

○参加者数の上限

| |
|--|
| 8/20~9/30 |
| 人数上限 5,000 人 かつ 収容定員 50%以内 |
| ※収容定員が設定されていない場合は 十分な人と人との距離(1m)を確保すること |
| 開催時間は 21 時まで |

○参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。

○ イベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について、県対策本部事務局との事前相談を行う。

○ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QR コードの掲示を行う。

(3) 密閉(換気が悪い)・密集(十分な距離確保ができない)・密接(近距離での会話など)を回避できる。

(4) 飲食を伴う場合には、感染予防対策を徹底すること。

- ・ 酒類は提供しない。
- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控える
- ・ 座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除する
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な消毒・清掃が行われる
- ・ 利用者同士の大声での会話を行わないよう周知する など

4. 開催時の対策

(1)募集時における参加者への遵守事項の事前通知

- ① 以下に該当する場合は参加しないよう求める。
 - ・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある。
 - ・同居の家族や、身近な人に新型コロナウイルス感染の疑いがある。
- ② 当日の自宅での検温を行うこと。
- ③ マスクを持参し着用すること。（スポーツイベント等については適宜判断）
- ④ 感染者発生時に備え参加者名簿作成に協力すること。（参加者の氏名、連絡先等の記入）
- ⑤ イベント等終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、健康福祉事務所(保健所)からの聞き取り調査の際に、イベントに参加したことを伝えるとともに濃厚接触者の特定などに協力する。
- ⑥ 大声での会話や応援をしないこと。
- ⑦ 感染防止のために主催者が決めた措置に従うこと。

(2)開催時に実施すべき事項

- ① イベント参加者の把握（名簿の作成）
- ② 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方の参加を制限する。（検温・聞き取り等）
- ③ 換気の徹底
 - ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。また、冷暖房運転時にも、30分に5分程度の換気に努める。
- ④ 接触感染の防止
 - ・消毒用アルコールを備え付けること。入手が困難な場合はこまめな手洗いを徹底させること。
 - ・物品等を使用する場合は、消毒を徹底するとともに、複数人での共用をできるだけ回避すること。（マイク・パソコン等）
- ⑤ 飛沫感染の防止
 - ・席などの配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持（1 m以上）に努めること。
 - ・マスクの着用を徹底すること。（マスクを持参していない者がいた場合は主催者で配布する。）
 - ・演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を（2 m以上）確保するよう努めること。
- ⑥ 兵庫県新型コロナ追跡システム等の活用
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を周知（QRコードの掲示）
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）の利用登録を周知

5. チェックリストの活用

開催可否の判断や実施状況の点検のためチェックリストを作成する。

※チェックリストはイベント等終了後も所管課において1月程度は保管しておくこと。

6. 後援（後援名義を含む）の取り扱い

市が後援（後援名義を含む）する場合は、本方針を遵守することを条件とする。

| |
|-------------------------------------|
| 危機管理課（担当：西垣） 電話 559-5057 内線 2320 |
|-------------------------------------|

緊急事態宣言に係る広報活動について

兵庫県に発令されている緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことから、引き続き、三田警察署・消防団のご協力をいただき、以下の広報活動を実施します。

1. 警らパトロール中の警察車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：8月20日から9月30日まで 平日 17:00 頃

場 所：三田駅、フラワータウン駅、南ウッディタウン駅
ウッディタウン中央駅 各駅周辺

〈広報文〉

「こちらは三田警察署です。

現在、三田市に緊急事態宣言が発令されています。

市民の皆様におかれましては、不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。」

2. 三田市消防団・消防本部車両による広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

日 時：消防団：9月30日までの土曜日、日曜日

消防本部：8月20日から9月30日まで 毎日

場 所：消防団：各分団管轄地域
消防本部：市内一円

〈広報文〉

「こちらは三田市消防団です。

現在、三田市に緊急事態宣言が発令されています。

不要不急の外出をお控えいただくことで「自分を守り 人を守り そして三田を守る」ことにつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。」

危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057 内線 2320
消防本部総務課（担当：牟田）
電話 564-7302

緊急事態措置延長に伴う学校の対応について

緊急事態措置延長に伴い、宣言が発令されている期間の学校における対応を以下のとおりとします。

記

教育活動について

感染のリスクが高いとされている活動は行わず、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

(1) 学校行事（変更なし）

実施しない

(2) 校外学習（変更なし）

実施しない

(3) 部活動

| 9/12(日)まで | 9/13(月)から | 県対処方針(要約) |
|------------------------|---|---|
| 実施しない。ただし、公式試合への出場は除く。 | 原則実施しない。ただし、公式試合等への参加及び参加に向けた活動（大会初日から起算して3週間前から）に限り、最小限で実施を可とする。 ①活動日及び時間 平日4日2時間以内。 土日、祝日は実施しない。 ②その他 活動場所は学校及びその周辺。校外での活動、練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行わない。 | 原則実施しない。ただし、公式試合等への参加及び参加に向けた活動（大会初日から起算して4週間前から）に限り、最小限で実施を可とする。 ①活動日及び時間 平日4日2時間以内。 土日のいずれか1日で3時間以内 ②その他 練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行わない。 |

学校教育部学校教育課
（担当：山本）
直通 559-5136

別紙 8

緊急事態宣言延長に伴う子ども子育て関連事業の対応について

緊急事態宣言延長により感染リスクを伴う事業等について、下記のとおり対応します。

記

【変更内容】

対象期間：令和3年9月13日(月) ～ 9月30日(木)

| 対象事業 | 9/12 までの対応 | 9/13 から 9/30 までの対応 |
|------------|--|---|
| 放課後子ども教室 | 代表者へ中止を要請 | 同左 |
| 全市版こうみん未来塾 | [参加方法] オンライン参加のみ実施（サテライト会場の設置者へ中止を要請） | [参加方法] オンライン参加のみ （当該期間内はサテライト会場の設置なし） |

子ども・未来部子ども未来室
健やか育成課（担当：寛長）
直通 559-5046 内線 2620

職員の分散勤務体制の期間延長について

1 趣旨

緊急事態措置の延長に基づき、感染拡大を食い止め、早期に収束に向かわせるため、本市においても市役所に出勤する職員の7割削減を目指し、在宅勤務等を活用した分散勤務体制の期間を延長して取り組みます。

【期間】9月30日（木）まで延長

2 分散勤務の実施内容

1) 業務の選択と集中

各部長は、下記により対象業務の範囲を精査し、業務の優先順位をつける。
分散勤務体制期間中は、出勤者を抑制しながら、市民サービスを維持する。

| | 業務内容 | 削減率 |
|---------|---|-----|
| ①最優先業務 | 新型コロナウイルス感染拡大防止業務 | 0% |
| | 市民生活に大きく影響する業務（生命や安全に関わるもの、緊急性の高いもの、法令で期日の定めがあるもの）のうち、在宅勤務や休日振替勤務では対応できないもの | |
| ②優先業務 | 市民生活の維持に必要な業務で、在宅対応できないもの | 70% |
| ③一般業務 | 市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で対応可能なもの | |
| ④その他の業務 | 在宅勤務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの | |

2) 場所と日時の分散の取組み

(1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を徹底する。
- ② 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコンを持ち帰ることにより実施すること。
- ③ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ④ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

(2) 時差出勤制度と振替休暇制度の活用

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の出勤者を分散するため、平日の勤務を土日に振替え、1日当たりの職場人数の分散に努めること。

(3) オンライン会議等

- ① オンライン会議やグループウェアを活用した書面会議など、接触機会の低減に有効なツールを活用すること。

- ② 特に首都圏や大阪方面などへの出張等については、やむを得ない場合を除き延期又は中止すること。

(4) 分散勤務の例外措置を設ける職場等

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（健康増進課、危機管理課等）
② 幹部職員（対策本部メンバー等） ③ 市民病院 ④ 消防本部

3 感染対策の徹底

- ① 会話の際のマスクの着用など感染対策を徹底すること。
② 日中も含め不要不急の外出・移動を自粛し、帰省・旅行等は中止・延期すること。
③ 友人等との会食や宅飲み、路上・公園での飲酒は絶対にしないこと。
④ 時短要請時間外に営業している飲食店等や感染対策（アクリル板の設置又は座席間隔1m以上の確保など）が徹底されていない飲食店等を利用しないこと。
⑤ 通勤、勤務時間中のマスクの着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底を行うこと。会議は、「3密」を避け、短時間で行えるよう工夫すること。
⑥ 出勤時の自宅での検温、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温を徹底すること。
⑦ 昼食時は、人とのスペースを広めにとり、密な状態を回避すること。
また、当面の間、自席で昼食をとることを可能とする。

4 職員の健康管理

- ① 感染予防のため、定時退庁による健康管理に努めること。20時には完全退庁すること。
② 職員の健康管理の観点から、年次休暇等の取得を奨励し、連続休暇取得を促進すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

5 その他

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に従事する職員の負担を軽減するため、引き続き、必要に応じて部を超えた応援体制により、対応していく。

| |
|---|
| 経営管理部行政管理室 人事課（担当：前川） 直通 559-5037 内線 2340 |
|---|